

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公表番号】特表2019-529482(P2019-529482A)

【公表日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2019-516976(P2019-516976)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/22	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	36/324	(2006.01)
A 6 1 K	36/63	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/22	
A 6 1 K	31/05	
A 6 1 K	36/324	
A 6 1 K	36/63	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	19/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月14日(2020.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒドロキシチロソールと3-O-アセチル-11-ケト- - ボスウェリン酸の組み合
わせから構成されることを特徴とする組成物。

【請求項2】

一種かそれ以上の炎症メディエーターを原因とする結合組織の損傷を治療、修復または
緩和するために構成された経口投与可能な組成物であって、これを必要とする対象動物の
結合組織における炎症反応を防止又は低減する量でヒドロキシチロソールおよび3-O-
アセチル-11-ケト- - ボスウェリン酸を組み合わせたことを特徴とする組成物。

【請求項3】

前記ヒドロキシチロソール源がオリーブ抽出物、オリーブの木から得られる生成物、又
はオリーブの木から得られる副生物のうちの少なくとも一つであり、

前記3-O-アセチル-11-ケト- - ボスウェリン酸源がBoswellia serrata抽出物である請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

哺乳類又は鳥類を対象として経口投与用に配合した請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項 5】

前記哺乳類をヒト、犬、猫、馬、駱駝または牛からなる群から選択する請求項4に記載の組成物。

【請求項 6】

前記ヒトを対象として経口投与用に配合した前記組成物が、体重1kg当たり約0.67mg～約2.70mgの量で3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸を有し、前記犬を対象として経口投与用に配合した前記組成物が、体重1kg当たり約1.24mg～約4.98mgの量で3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸を有する請求項5に記載の組成物。

【請求項 7】

前記ヒトを対象として経口投与用に配合した前記組成物が、体重1kg当たり約0.15mg～約2.50mgの量でヒドロキシチロソールを有し、前記犬を対象として経口投与用に配合した前記組成物が、体重1kg当たり約0.28mg～約4.60mgの量でヒドロキシチロソールを有する請求項5に記載の組成物。

【請求項 8】

前記ヒドロキシチロソールおよび前記3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸が単独の組成物として共に前記対象動物に対し投与されるものである請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項 9】

前記ヒドロキシチロソールおよび前記3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸が前記対象動物に対し個別に1時間以内に投与される請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項 10】

前記ヒドロキシチロソールおよび前記3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸が前記対象動物に対し個別に30分以内に投与される請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項 11】

前記ヒドロキシチロソールおよび前記3-O-アセチル-11-ケト-β-ボスウェリン酸が前記対象動物に対し個別に5分以内に投与される請求項1又は2に記載の組成物。